

令和 7 年度

建設発生土受入手続

令和 7 年 4 月 1 日

横 浜 市 港 湾 局
横 浜 港 埠 頭 株 式 会 社

— 目 次 —

	(頁)
1 建設発生土を搬入できる事業	1
2 搬入できる建設発生土の性状等	1
3 中継所の受入時間及び休業日	1
4 搬入期間と事前受付	2
5 受入料金	5
6 搬入申込み手続き	5
7 申込み内容の変更等.....	6
8 未使用搬入整理券の払戻し	6
9 未使用券の紛失・盗難等の対応	7
10 注意事項	7
11 搬入申込み手続（表－４）	8
12 副申書・建設発生土搬入申込書（様式１）の記入の流れ（表－５）...	9
13 副申書・建設発生土搬入申込書（様式１）の記入例・注意事項	10
14 建設発生土搬入申込み手続フロー	11
15 様式等	14
(１) 副申書・建設発生土搬入申込書（様式１）見本	14
(２) 建設発生土搬入車両登録書（様式２）	15
(３) 建設発生土搬入整理券還付請求書（様式３）	16
(４) 搬入車証追加申込書（様式４）	17
(５) 建設発生土搬入整理券紛失・盗難等届（様式５）	18
(６) 建設発生土搬入整理券還付請求承諾書（様式６）	19
(７) 建設発生土搬入事前協議書（様式７）	20
(８) 納入通知書（振込依頼書）見本	21
(別紙)	
臨海部埋立地への建設発生土受入れに係る土砂検定試験実施要領	22

この「建設発生土受入手続」は、横浜市内の公共事業等で発生する建設発生土を中継所に搬入する場合の、搬入できる事業、受入基準、料金、申込み方法等について定めたものです。

本手続については、横浜港埠頭株式会社（以下、「埠頭会社」という。）建設発生土受入事業課（TEL：045-671-0500）にお問い合わせください。

工事発生総土量が500m³以上（ほぐし）となる場合は、申込み手続きの際、①検定試験表（原本）（土砂検定試験結果）、試料採取箇所平面・断面図（印入り原本）等及び②横浜市みどり環境局が発行する申込書類事前確認通知書の写しが必要となります。

【お問い合わせ先】

①：港湾局新本牧事業推進課（TEL：045-671-7390）

②：みどり環境局公園緑地維持課 建設発生土等担当（TEL：045-671-3692）

市庁舎住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

1 建設発生土を搬入できる事業

建設発生土対策協議会が認めた事業等とします。

2 搬入できる建設発生土の性状等

搬入できる建設発生土は次に示す性状等をすべて満たしたものとします。

- (1) 有害物質を含んでいないもの
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の「廃棄物」に該当しないもの
- (3) 含水比が高くないもの
- (4) 悪臭を放たないもの
- (5) 別紙「臨海部埋立地への建設発生土受入に係る土砂検定試験実施要領」に示す受入基準に適合したもの
- (6) 土壌汚染対策法に規定する要措置区域等（要措置区域、形質変更時要届出区域）の指定（指定予定を含む）された土地から発生する土砂ではないもの（法第16条第1項で定められた認定調査により、基準適合認定を受けた土砂を除く）
- (7) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」並びにその関連する法令、規則及び通達、その他受入地の状況から埋立用材に適合するもの
- (8) (1)～(4)について中継所のゲートでの確認で受入可能と判断されたもの

3 中継所の受入時間及び休業日

- (1) 中継所の受入時間及び休業日は、表－1のとおりです。
- (2) 夜間の受入れは、大黒ふ頭中継所で実施します。なお、安全確保について埠頭会社と協議してください。
- (3) 各中継所の受入時間及び受入れの可否については、天候や中継所の状況等により制限する場合がありますので、表－1の問合せ先に電話等で確認してください。
- (4) その他、やむを得ない理由により発券や中継所への受入れを制限させていただく場合があります。
- (5) 中継所の位置図及び案内図は、別図1・別図2のとおりです。

表－１ 中継所受入時間及び休業日

昼夜別	中継所及び受入時間	休 業 日
昼	大黒ふ頭及び幸浦中継所 夏時間（４月～９月） ８：００～１２：００ １３：００～１８：００ 秋春時間（１０月・３月） ８：００～１２：００ １３：００～１７：３０ 冬時間（１１月～２月） ８：００～１２：００ １３：００～１６：３０	１ 日曜日 ２ 毎月第２・第４土曜日 ３ ５月連休 ５月３日～５日 ４ 夏休み ８月１３日～１６日 ５ 年末年始 １２月２９日～１月３日 ６ 年度末 ３月２４日～３月３１日 ７ その他 （１）悪天候等により中継所内の状態が悪い場合 （２）中継所施設の事故及び修理等により受入れが困難となった場合 （３）台風接近等により、事前に情報提供する場合は、横浜港埠頭㈱のホームページ「新着情報」に掲載します。
夜	大黒ふ頭中継所 （通年） １９：００～２４：００ １：００～ ６：３０	
問い合わせ先		
大黒ふ頭中継所（搬入ゲート） 住 所：鶴見区大黒ふ頭２０番地 電話・FAX：０４５-５０６-５９８６		幸浦中継所（搬入ゲート） 住 所：金沢区幸浦一丁目７番地 電話・FAX：０４５-７７１-８６８１

４ 搬入期間と事前受付

建設発生土を中継所に搬入する期間は、年度を上期と下期に分け、搬入整理券と搬入車証を半年毎に切り替えて発券しています。（表－２）

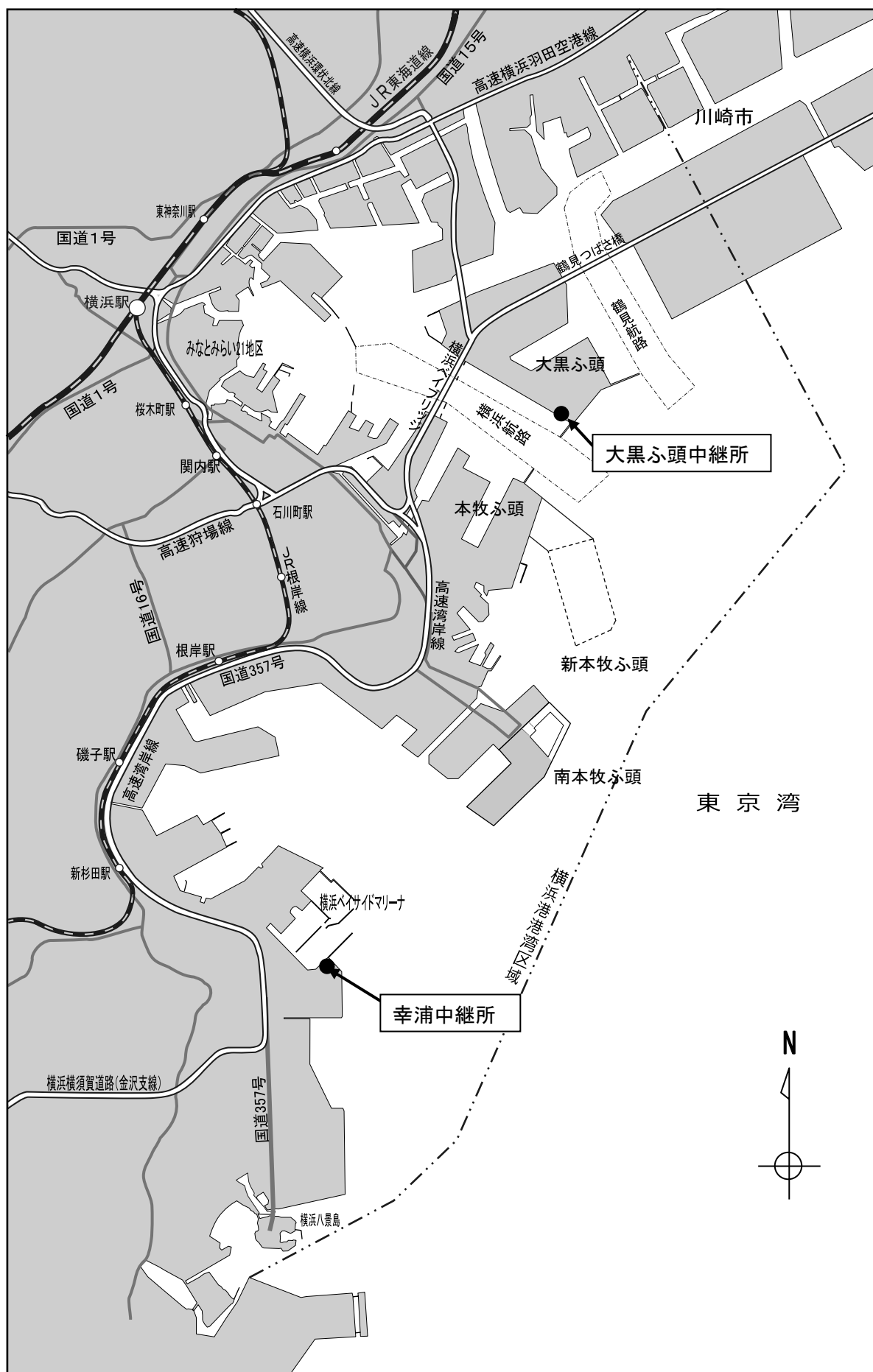
なお、４月１日又は１０月１日に搬入を開始する事前受付は概ね１週間前から行います。

表－２ 搬入期間

上期搬入期間	令和７年 ４月１日～令和７年９月３０日
下期搬入期間	令和７年１０月１日～令和８年３月２３日

（※搬入期間内でも、表－１の中継所休業日は搬入できませんので、前もってご確認ください）

中継所位置図



中継所案内図

(別図2)

大黒ふ頭中継所



幸浦中継所



5 受入料金

受入料金は、表－３のとおりです。

表－３ 受入料金表

券 種 受入料金	1 台 あ た り の 料 金 (税 込 み)	
	昼 間	夜 間
2 t 券 (1. 3 m ³)	7, 0 3 5 円 (本体価格 6, 396 円)	8, 3 7 9 円 (本体価格 7, 618 円)
3 t 券 (2. 0 m ³)	1 0, 8 2 4 円 (本体価格 9, 840 円)	1 2, 8 9 2 円 (本体価格 11, 720 円)
4 t 券 (2. 7 m ³)	1 4, 6 1 2 円 (本体価格 13, 284 円)	1 7, 4 0 4 円 (本体価格 15, 822 円)
8 t 券 (5. 4 m ³)	2 9, 2 2 4 円 (本体価格 26, 568 円)	3 4, 8 0 8 円 (本体価格 31, 644 円)
1 0 t 券 (6. 5 m ³)	3 5, 1 7 8 円 (本体価格 31, 980 円)	4 1, 8 9 9 円 (本体価格 38, 090 円)

※１ 上段の金額は、本体価格と消費税相当額（１０％）の合計です。

※２ 各券種に示した t 数の登録車両でのみ使用できます。（例：10 t 券は 10 t 車登録の車両でのみ使用可）

※３ 券種（）内の m³数は、ほぐし土量です。（）内の m³数を上回る場合は搬入できません。

※４ 8 t 券は 4 t 券 2 枚 1 組に「8 t」の表示を加えたものです。切り離したものは無効となりますのでご注意ください。

6 搬入申込み手続き

建設発生土を中継所に搬入する場合は、表－４（８頁）により申込み手続きを行ってください。工事発生総土量によって手続き方法が異なります。

申込み手続きは、搬入時期に応じて年度毎に上期と下期にそれぞれ行ってください。（搬入が上期、下期にまたがる場合は、当該年度の上期と下期にそれぞれ申込みが必要となります。）

（１）「副申書・建設発生土搬入申込書」（様式１）の記入の流れ

表－５（９頁）を参照してください。

（２）「副申書・建設発生土搬入申込書」（様式１）の記入例・注意事項

「副申書・建設発生土搬入申込書」（様式１）は、発注者が記入する「副申書」と申込者（元請会社）が記入する「建設発生土搬入申込書」に分かれています。

記入方法等については、「副申書・建設発生土搬入申込書」（様式１）の記入例・注意事項（10 頁）を参照してください。

（３）「建設発生土搬入車両登録書」（様式２）

ア 「副申書」記載の搬入期間に使用するダンプトラックの車両番号を記入し、提出してください。（ただし、一日に搬入する土量に対し、登録台数が多い場合は、窓口で台数制限させていただく場合があります。）

イ 荷台等を改造した車両、アームロール車、「土砂禁止等」車両は登録できません。

ウ 車両登録台数が多い場合は、車両登録地名に関係なく、車両番号（４桁）の数字の小さい順（昇順）に記入してください。

エ 8 t 車登録の際は、最大積載量の記載が有る「車検証」又は「自動車検査証記録事項」のコピーを提出してください。

(4) 料金の支払い、建設発生土搬入整理券の受渡し

ア 埠頭会社の窓口では、「副申書・建設発生土搬入申込書」の申込み手続き終了後、「納入通知書（振込依頼書）」(21 頁)をお渡ししますので、銀行窓口で振込みにより受入料金をお支払いください。振込みは必ずこの「振込依頼書」を使用してください。

イ 振込みは、現金又は銀行発行の預金小切手（預手）のみの取扱いとします。

なお、振込み料金が 10 万円を超える場合は、銀行窓口で取引時確認のための書類提出が求められますので事前にご確認ください。（通帳持参の場合はこの限りでない。）

確認に際し必要な書類としては、法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書等と振込みされる方の運転免許証、委任状（代表者以外の方）等となっています。（犯罪による収益の移転防止に関する法律－最近改正平成 28 年 10 月 1 日施行－）

ウ 受入料金を銀行に振り込んだ後は、「振込金受取書（控）（写不可）」を埠頭会社の窓口に参加してください（受取書と納入通知書（控）の付いた L 字型のもの）。埠頭会社では入金を確認して、建設発生土搬入整理券及び搬入車証をお渡しいたします。お預かりした「振込金受取書」は、その場でお返しします。

また、「副申書・建設発生土搬入申込書」の内容を電子計算機で処理した「確認書」を一緒にお渡ししますので内容を確認し、発注者、申込者の控としてお持ちください。この「確認書」には埠頭会社への問い合わせや継続申込等に必要な「整理番号」が記載されています。

なお、建設発生土搬入整理券及び確認書に出力される工事名等は、入力文字数に制限がありますので、一部省略する場合や印字されない場合があります。

7 申込み内容の変更等

(1) ダンプトラックの追加登録

ダンプトラックを追加登録する場合は、申込み時に準じ、「建設発生土搬入車両登録書」に追加するダンプトラックのみの車両番号と確認書記載の「整理番号」を記入し埠頭会社窓口へ提出してください。なお、緊急に追加登録する必要がある場合、埠頭会社に連絡し、指示に従ってください（受付営業時間 8：45～12：00、13：00～17：00 の間、対応可能です）（土・日・祝日等は除く）。

(2) 搬入車証の追加発行

搬入車証を追加する場合は、「搬入車証追加申込書（様式 4）」に必要事項及び搬入車証の必要枚数を記入し、埠頭会社窓口へ提出してください。

(3) 搬入車証の期限の変更（半期内に限る）

搬入期限を変更する場合は、搬入車証の期限変更の手続きが必要です。

工期変更の年月日が確認できる「工事設計変更指示書」、「工事変更契約書」等の写しと「確認書」、変更前の「搬入車証」を埠頭会社窓口へ提出してください。ただし、発券した搬入開始日の変更はできません。

8 未使用搬入整理券の払戻し

(1) 還付手続き

未使用搬入整理券が生じた場合は、「建設発生土搬入整理券還付請求書」（様式 3）に必要事項を記入のうえ、未使用搬入整理券と合わせて埠頭会社窓口へ提出してください。

(2) 還付請求期限

未使用搬入整理券の還付請求は、券に記載されている還付請求期限内に手続きを終了してください。請求期限を過ぎた場合は、還付手続きができませんのでご注意ください。

上期券（令和 7 年 9 月 30 日まで） → 還付請求期限：令和 7 年 11 月 30 日まで

下期券（令和 8 年 3 月 23 日まで） → 還付請求期限：令和 8 年 4 月 20 日まで

※還付請求期限内でも、窓口休業日（裏表紙参照）は還付手続きができません。

(3) 適格返還請求書（返還インボイス）の発行

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に基づき、建設発生土搬入整理券還付請求書に係る弊社からの還付金のお支払いに際し、適格返還請求書（返還インボイス）を発行します。

還付金のお支払日の翌月末日までに、還付請求書にご記入いただいた住所・会社名あてに弊社から郵送します。

※「適格返還請求書（返還インボイス）」とは

「適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、買手である課税事業者に対して適格返還請求書を交付する義務が課されています」（国税庁のホームページより抜粋）

還付は、上に記載されている「返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等」にあたります。

9 未使用券の紛失・盗難等の対応

- (1) 未使用搬入整理券が紛失、盗難により使用できなくなった場合は、直ちに警察に届けた後、「建設発生土搬入整理券紛失・盗難等届」（様式5）に記入のうえ届け出てください。なお、汚損等による場合は、「様式5」に当該搬入整理券を添付し、届け出てください。
- (2) 汚損した当該搬入整理券を使用する場合は、再発行いたしますので、受付窓口でお申し出ください。
- (3) 紛失・盗難により使用できなくなった未使用搬入整理券については、埠頭会社が届出を受理した後、当該搬入整理券の使用停止処置を行い、事後の搬入が出来ないように措置します。
- (4) 紛失・盗難により、建設発生土搬入整理券を再購入する場合は、新たに搬入申込み手続きを行ってください。
- (5) 当該未使用搬入整理券を還付請求する場合は、還付請求期限内に限り、払い戻しを行いますので、「建設発生土搬入整理券還付請求書」（様式3）に「建設発生土搬入整理券還付請求承諾書」（様式6）を添えて、払い戻し手続きを行ってください。なお、紛失・盗難した搬入整理券が、使用停止措置以前に使われた場合は、払い戻しは行わないものとします。

10 注意事項

- (1) 中継所のゲートでは、搬入車証と車両番号を記入した建設発生土搬入整理券（3連綴り、切離し無効）を係員に渡し、その指示に従ってください。
- (2) 搬入できるダンプトラックは、「建設発生土搬入車両登録書」（様式2）で登録した車両に限ります。
- (3) 搬入開始日前は、中継所に搬入できませんので、事前に「確認書」等でご確認ください。また、搬入開始日の変更はできませんのでご注意ください。
- (4) 関係法令を遵守し、使用する車両には必ずあおり等で土砂の転落、飛散を防ぐ措置を講じてください。
- (5) 九都県市ディーゼル車規制に適合した車両を使用してください。
- (6) 搬入された建設発生土に建設発生土以外のものが混入しないように注意してください。
- (7) ダンプトラック荷台枠の天端を不当に高くする「さし枠」などを設置したダンプトラックでの搬入は禁止します。また、アームロール車や「土砂等禁止」車両による搬入はできません。
- (8) 建設発生土搬入整理券は、第三者に譲渡することを禁止します。
- (9) 年度を跨って500m³以上の建設発生土を搬入する場合は、年度毎に港湾局新本牧事業推進課と事前協議が必要です（1万m³以上の場合は、埠頭会社との事前協議も必要です）。また、土量搬入の時期等について変更がある場合も同様に事前協議が必要となります。
- (10) 申込者の社名・代表者氏名等に変更があった場合は、すみやかに登記簿の履歴事項証明書の写し、又は横浜市入札資格者名簿に登録された内容の変更届を行った後の受付番号の入った写しを提出してください。

表－４ 搬入申込み手続き

区 分	提 出 書 類	申 込 み 先
1. 工事発生総土量（年度を問わず1件の工事から発生する総土量）が500m ³ 未満の場合	(1) 副申書・建設発生土搬入申込書 (様式1) 1部 ※注1 (2) 建設発生土搬入車両登録書 (様式2) 1部 ※注2	【搬入申込み】 横浜港埠頭株式会社 建設発生土受入事業課 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階 電 話 045-671-0500 FAX 045-671-0521 (窓口受付時間) 8：45～12：00 13：00～17：00 (窓口休業日) 土曜日 日曜日 祝日 振替休日 年末年始 (12月29日～1月3日)
2. 工事発生総土量（年度を問わず1件の工事から発生する総土量）が500m ³ 以上1万m ³ 未満の場合	上記 (1)、(2)に加え (3) 検定試験表（原本）、試料採取箇所平面図・断面図（印入り原本） 1部 ※注3 (4) 申込書類事前確認通知書の写し 1部 (1)、(2)、(3)、(4)は同時に提出します。	【事前確認通知書】 お問い合わせ先】 みどり環境局公園緑地維持課 建設発生土等担当 電 話 045-671-3692
3. 工事発生総土量（年度を問わず1件の工事から発生する総土量）が1万m ³ 以上の場合	(1) 事前協議書（様式7）1部 (年度をまたがる場合は年度毎に提出します) (2) 検定試験表（原本）、試料採取箇所平面図・断面図（印入り原本）及び試料採取状況が確認できる写真 1部 ※注3 (3) 建設発生土搬入計画書 1部 ※注4 (4) 副申書・建設発生土搬入申込書 (様式1) 1部 ※注1 (5) 建設発生土搬入車両登録書 (様式2) 1部 ※注2 (6) 申込書類事前確認通知書の写し 1部 (1)、(2)、(3)は同時に提出し、承認を受けた後、(4)、(5)、(6)を提出します。	【事前相談】 港湾局新本牧事業推進課 電 話 045-671-7390 ※ 原則、総土量500 m ³ 以上

(表に示した土量はほぐし)

注1)「副申書」の記入は、必ず発注者（工事主管課・所）が設計書に基づいて記入してください。

1 工事で昼と夜に分けて搬出する場合は、昼、夜別々に「副申書」を作成してください。その場合、工事発生総土量は、昼、夜の合計土量を記入してください。

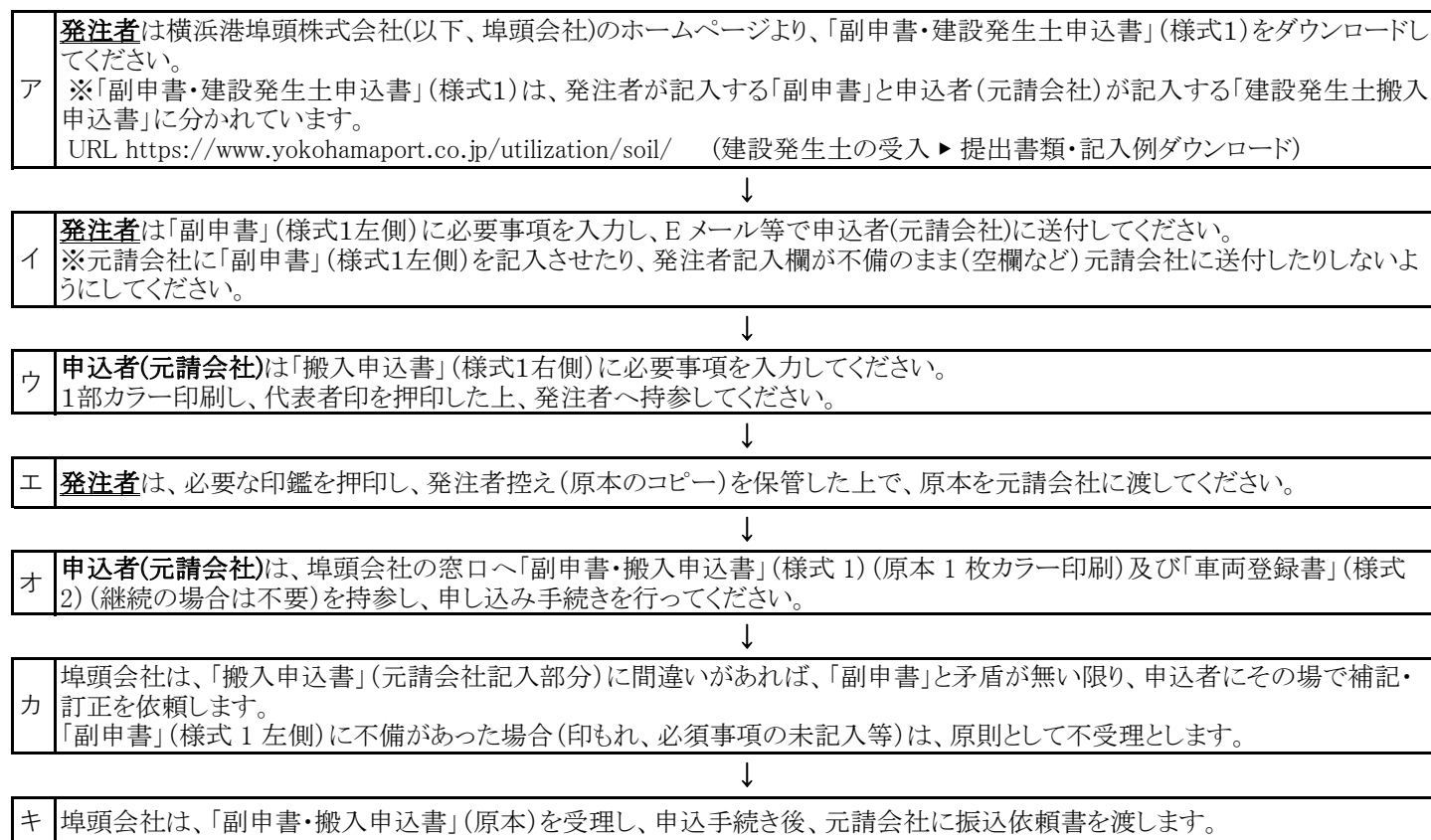
注2) 建設発生土の搬入に使用するダンプトラックは、「建設発生土搬入車両登録書」（様式2）により車両検査証（車検証）に記載されている車両番号を記入してください。

注3) 工事発生総土量が500m³以上、あるいは埠頭会社が必要として求めた場合は、別紙「臨海部埋立地への建設発生土受入れに係る土砂検定試験実施要領」に基づいて提出してください。

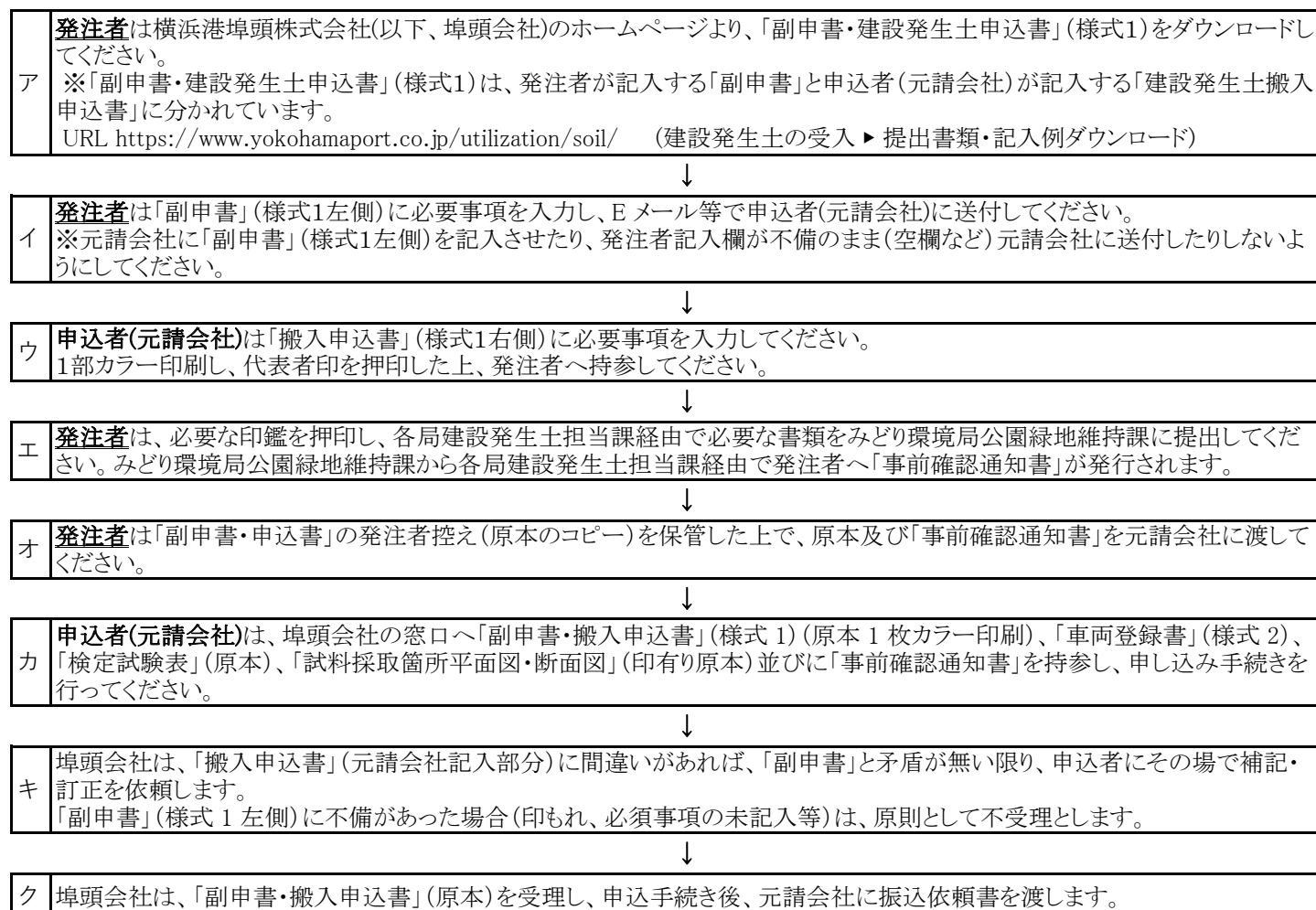
注4) 発注者の指導により元請会社が作成してください。記入事項は、①工事概要、②運搬計画、③建設発生土搬入実施工程（月別）及び④運搬経路等です。

表ー5 「副申書・建設発生土搬入申込書」(様式1)の記入の流れ

(1) 1工事で発生する総土量が 500m³ 未満(ほぐし)の工事



(2) 1工事で発生する総土量が 500m³ 以上 10,000m³ 未満(ほぐし)の工事、
1工事で発生する総土量が10,000m³ 以上(ほぐし)の工事



半期内で初めての申込の場合は「新規」
半期内で2回目以降の申込の場合は「継続」
に○を付けてください。

(様式1) 【A4横・カラー】 2025年4月改訂

建設発生土担当課長

副 申 書

新規・継続

副申番号

登録所コード

中継所コード

所管課管理用

例① 巨○細○

式会社 様

職名・氏名) 例③ 〇〇区 〇〇土木事務所副所長 〇〇 〇〇(印)
例④ 〇〇県 〇〇局 〇〇課長 〇〇 △△

大黒ふ頭 中継所を搬入場所として指定したく副申します。

工事名称	〇〇〇〇建設工事
施工場所	横浜 古

監督員氏名	△△□□	電話番号	999-9999
-------	------	------	----------

搬入期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
工事発生総土量 (ほぐし)	当半期の副申土量 [中継所・昼夜別]
+	砂質土 礫質土 粘質土
-	粘土 砂質土 礫質土
	6,500.0 m ³
	6,500.0 m ³

土壌汚染対策法に規定する「要措置区域等」の指定（今後指定を含む）あり・なし（どちらかを選択し○をつけてください）

※訂正した場合は、訂正印（建設発生土担当課長印）を押してください。

した場合は、建設発生土担当課長の訂正印が必要です。

日付は記入しないでください。
(横浜港埠頭側で受付日を記入します)

受付日(令和) 年 月 日

入申認書

役発生士の搬入を申し込みます。

(申込者記入)

JV(共同企業体)

ンセツカブシキカイシャ

○建設株式会社

000 0000

ください

6666-6666-9999

□ □ ◇ ◇

6666-9999

黒田土佐國守！ 幸

[illegible]

1日搬入予定土量	500.0	m ³
----------	-------	----------------

登録したダン

「確認書」に記載してある

提出が必要ですよ

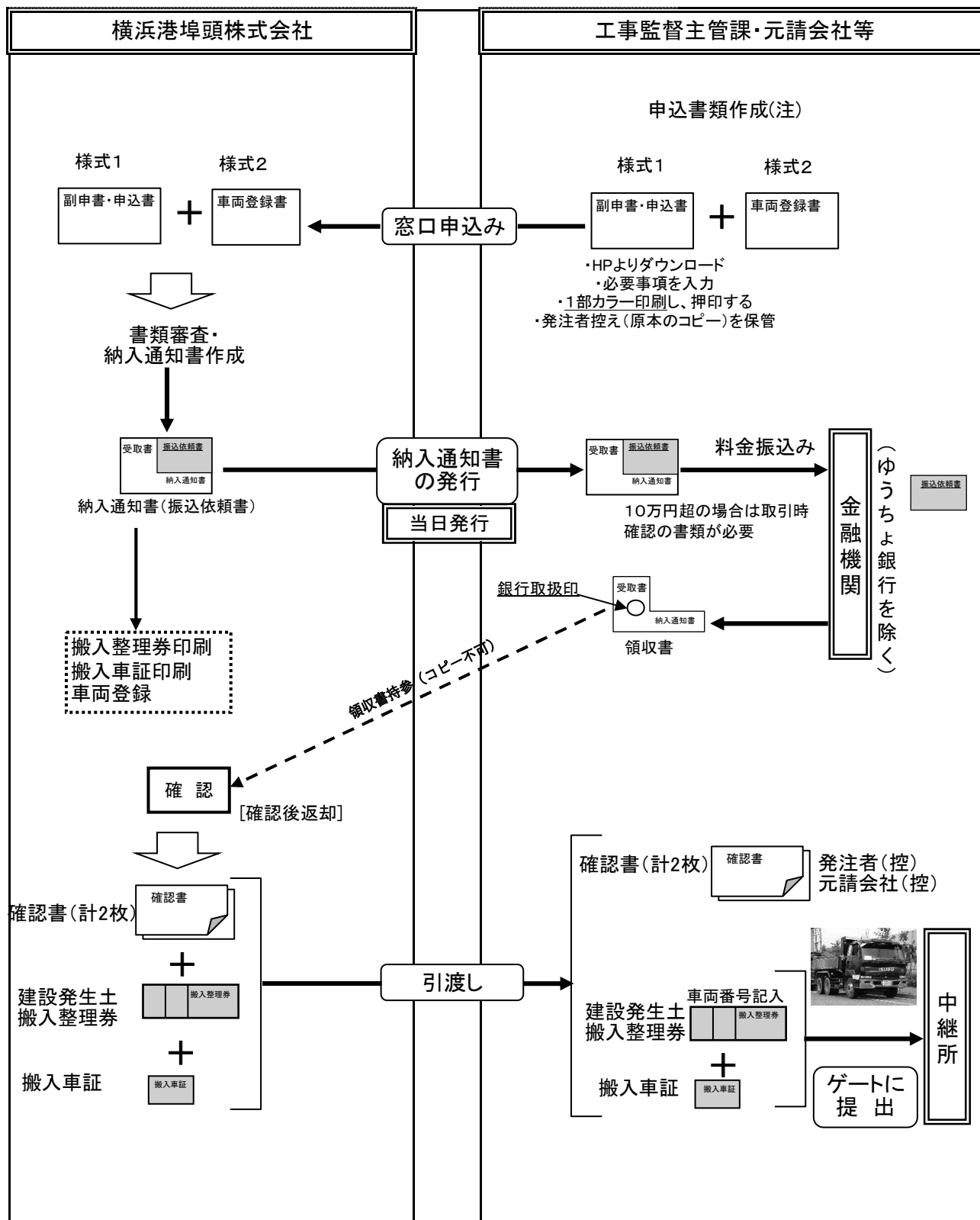
記入してください。

「載のある車両は登録できません。

書(右側)を訂正した場合は、訂正印は不要です。

建設発生土搬入申込み手続フロー

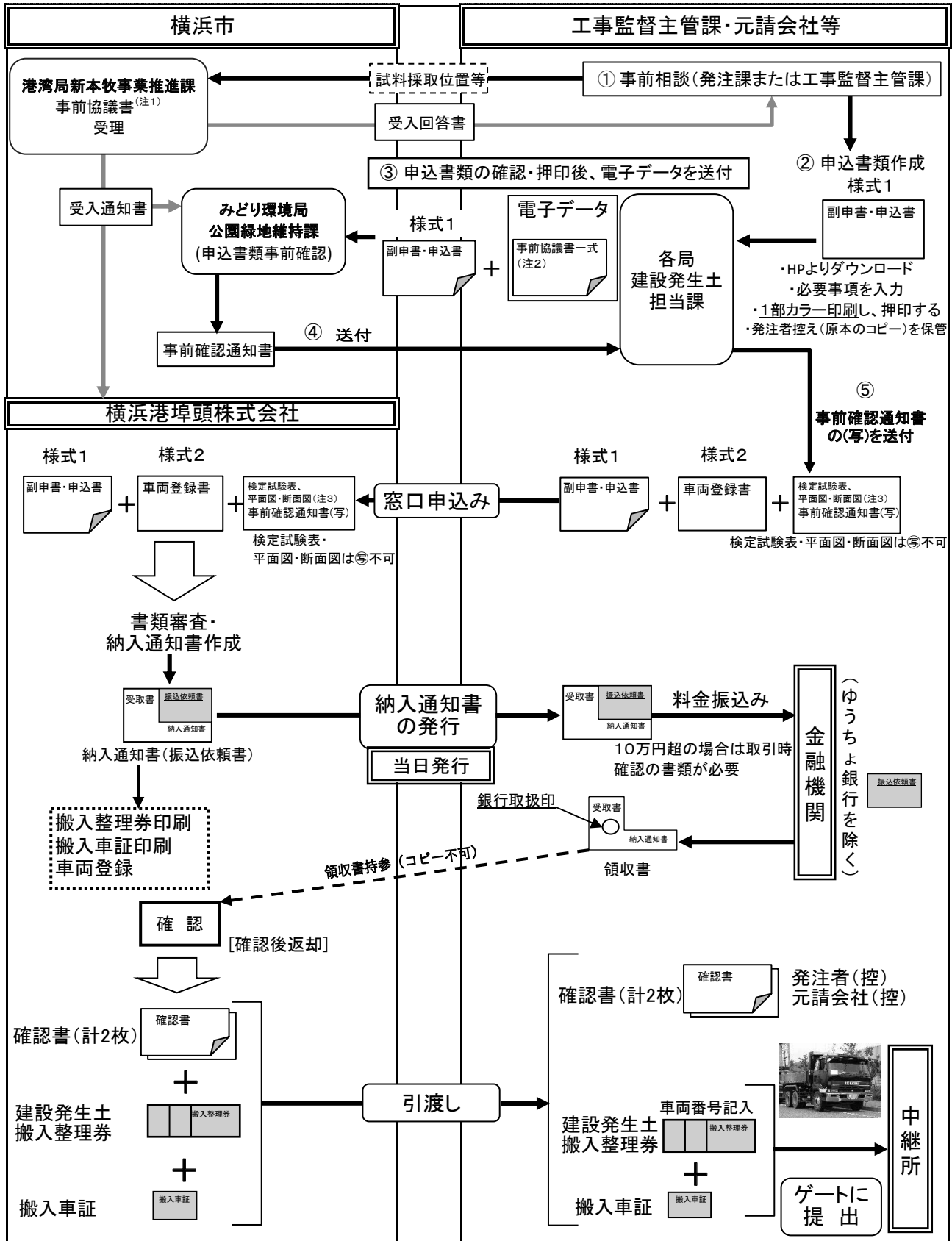
1. [工事発生総土量が500m3未満(ほぐし)の場合]



注) 河川、工場用地、工場跡地及び研究施設等からの建設発生土については、窓口申込時に検定試験表(土砂検定試験結果)原本の提出が必要となりますので、港湾局新本牧事業推進課に事前相談してください。

なお、埠頭会社には、申込箇所の検定試験表と併せて、試料採取箇所平面図・断面図(印入り原本)が必要となります。

2.[工事発生総土量が500m3以上10,000m3未満(ほぐし)の場合]



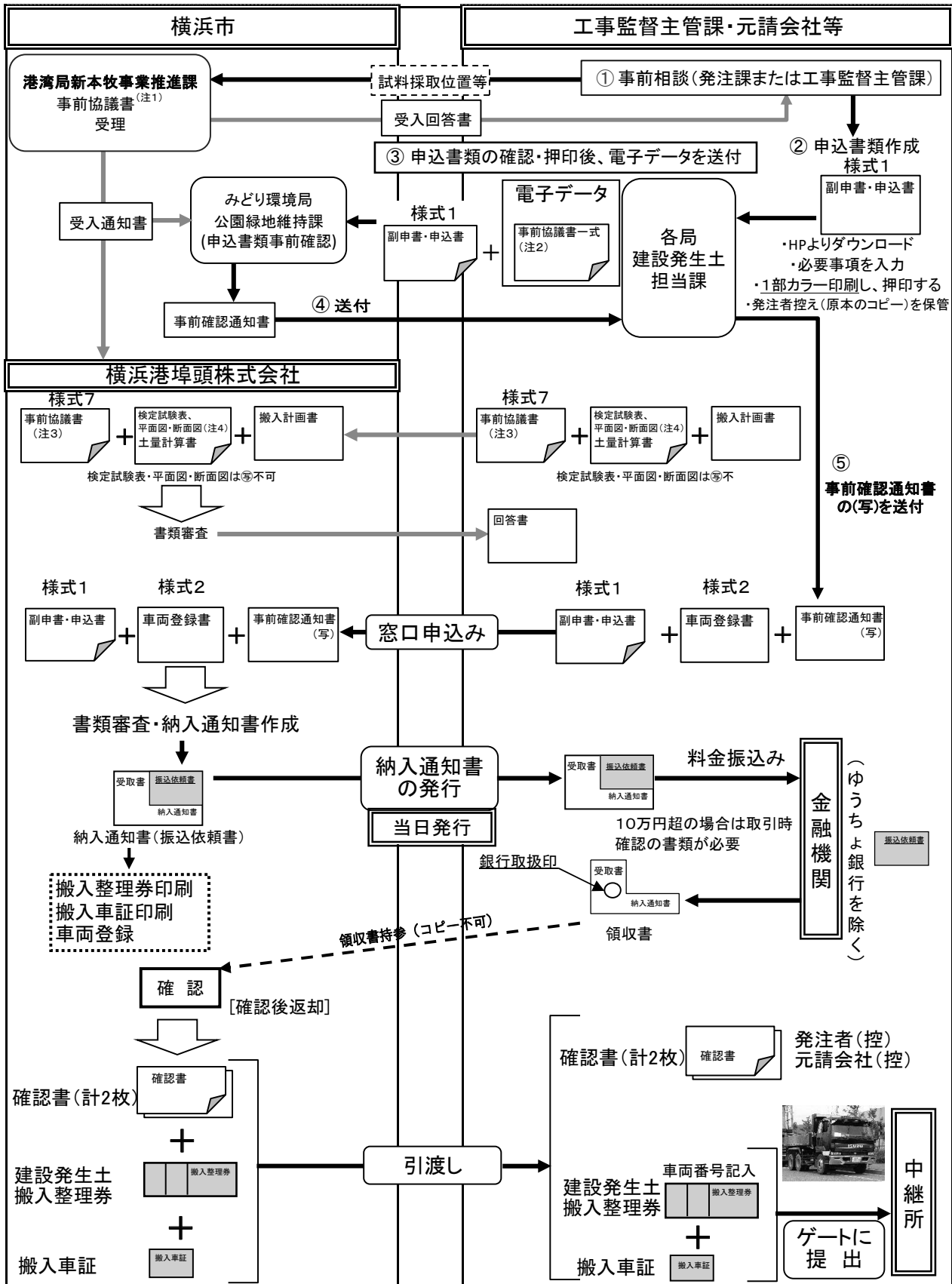
注1) 港湾局へ提出する事前協議書の様式については、事前相談を受けた際に提示します。

注2) 港湾局へ提出した事前協議書一式と同じものを提出してください。港湾局と変更協議を行った場合は、最新の事前協議書一式を提出してください。また、変更協議を行わず、月別搬出計画を変更した場合は、当初の事前協議書一式と変更内容が確認できる「変更月別搬出計画表」を提出してください。

注3) 初回および追加で検定が行われた場合は、窓口申込み時に申込み箇所の「検定試験表(土砂検定試験結果)の原本」、「試料採取箇所平面図・断面図(印入り原本)」の提出が必要です。

注4) 年度を跨って建設発生土を搬入する場合は次年度以降、港湾局新本牧事業推進課への事前協議(継続)が必要です。また、土量や搬入時期等について変更がある場合も港湾局新本牧事業推進課への事前協議(変更)が必要となります。ただし、半期内の搬入期限の変更のみの場合は事前協議(変更)は不要となりますが、p6.7(3)搬入車証の期限の変更の手続きを行ってください。

3.[工事発生総土量が10,000m3以上(ほぐし)の場合]



注1) 港湾局へ提出する事前協議書の様式については、事前相談を受けた際に提示します。

注2) 港湾局へ提出した事前協議書一式と同じものを提出してください。港湾局と変更協議を行った場合は、最新の事前協議書一式を提出してください。

また、変更協議を行わず、月別搬出計画を変更した場合は、当初の事前協議書一式と変更内容が確認できる「変更月別搬出計画表」を提出してください。

注3) 1万㎡以上は、申し込み前に埠頭会社との事前協議も必要です。

注4) 初回および追加で検定が行われた場合は、窓口申込み時に申込み箇所の「検定試験表(土砂検定試験結果)の原本」、「試料採取箇所平面図・断面図(印入り原本)」の提出が必要です。

注5) 年度を跨って建設発生土を搬入する場合は次年度以降、港湾局新本牧事業推進課及び埠頭会社への事前協議(継続)が必要です。また、土量や搬入時期等について変更がある場合も港湾局新本牧事業推進課及び埠頭会社への事前協議(変更)が必要となります。ただし、半期内の搬入期限の変更のみの場合は事前協議(変更)は不要となりますが、p.6.7(3)搬入車証の期限の変更の手続きを行ってください。

昼夜区分	昼・夜
------	-----

副申日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

新規・継続

見本

建設発生土担当課長

副申番号	-	-	-	-	-
------	---	---	---	---	---

横浜港埠頭株式会社 様

工事監督主管課長
(職名・氏名)

印

次の建設発生土については、「建設発生土受入手続」の基準等に適合している
ものであり、 中継所を搬入場所として指定したく副申します。

工事名称				
施工場所	横浜市	区		
監督員氏名			電話番号	
元請会社名				
搬入期間	令和	年	月	日
工事発生総土量 (ほぐし)		m ³	当半期の副申土量 (ほぐし) [中継所・昼夜 別]	m ³
土 質	粘性土 砂質土 礫質土 その他 ()		今回申込土量 (ほぐし)	m ³
土壌汚染対策法に規定する「要措置区域等」の指定 (今後指定を含む) あり ・ なし (どちらかを選択し○をつけてください)				

※訂正した場合は、訂正印 (建設発生土担当課長印) を押してください。

受付	確認
----	----

港湾局受入通知
事前確認通知

建設発生土搬入申込書

左記の副申書工事について、次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。

整理番号※1	-	-	-	-	-	(申込者記入)
申込元請会社名	郵便番号	住所	代表者 (職名・氏名)	印		
業者名	電話番号					
	FAX番号					
	現場代理人 氏 名					
	電話番号					
建設発生土 搬入整理券枚数	2 t 券 (1.3m ³)	枚	～			
	3 t 券 (2.0m ³)	枚	～			
	4 t 券 (2.7m ³)	枚	～			
	8 t 券※2 (5.4m ³)	枚	～			
	10 t 券 (6.5m ³)	枚	～			
登録するダンプ台数※3	台	1 日搬入予定土量	m ³			
必要搬入車証枚数	枚					

青線枠内を記入してください。

- ※1 「継続」で申し込みの場合は、前回発券時にお渡しした「確認書」に記載してある整理番号を記入し、確認書も持参してください。
- ※2 8 t 車の車両登録は、車検証等の写しの提出が必要です。
- ※3 「継続」で申し込む場合は、「0」と記入してください。
- ◎ 登録するダンプトラックは、使用することが確実な車両に限定してください。
- ◎ アームローラー車や車検証に「土砂等禁止」と記載のある車両は登録できません。

(申込者用)

(様式2) 建設発生土搬入車両登録書 (/)
令和 年 月 日

新規・追加

整理番号

-

横浜港埠頭株式会社 様

申込業者名
(元請会社)

代表者職名・氏名

電話 ()

印

中継所	中継所		昼・夜										
工事名													
(発注者) 工事主管局 課(所)名													
搬入期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日				
登録するダンブトラック台数				台	1 日搬入予定土量				m ³				
No.	車種 (ト)	車両番号		No.	車種 (ト)	車両番号							
1				7									
2				8									
3				9									
4				10									
5				11									
6				12									
				(記入例)		10	横浜	10	に	1	2	3	4

No.	車種 (ト)	車両番号			No.	車種 (ト)	車両番号		
13					32				
14					33				
15					34				
16					35				
17					36				
18					37				
19					38				
20					39				
21					40				
22					41				
23					42				
24					43				
25					44				
26					45				
27					46				
28					47				
29					48				
30					49				
31					50				

- ※1 登録するダンブトラックは、使用することが確実な車両に限定してください。
- ※2 台数が多い場合は、車両番号を数字の小さい順(昇順)に記入してください。
- ※3 追加登録の場合は、確認書、搬入車証等に記載の整理番号を記入してください。
- ※4 アームローラー車や「土砂等禁止」車両は登録できません。
- ※5 8 t 車の車両登録は、車検証等(写)の提出が必要です。

(様式3)

整理番号

建設発生土搬入整理券還付請求書

令和 年 月 日

横浜港埠頭株式会社 様

(建設発生土搬入整理券売払代金に係る還付金の支出事務受託者)

住 所
会 社 名
代表者 (職名・氏名)
電話番号

印

次のとおり搬入整理券が未使用となりましたので、搬入整理券を添えて還付請求します。

発注局名		
工 事 名		
還付理由		
券 種	枚 数	搬 入 整 理 券 番 号 (バーコード上の番号)
2 t 券	枚	
3 t 券	枚	
4 t 券	枚	
8 t 券	枚	
10 t 券	枚	

振込先銀行 (ゆうちょ銀行除く)	銀行 支店 銀行コード番号 本支店コード番号 () ()		
預金種別	(普通 ・ 当座) 預金	口座番号	
フリガナ 口座名義			

※1 振込口座名義人及び還付金請求者は、建設発生土搬入申込書記載の申込業者とします。

※2 建設発生土搬入申込書の申し込み1件につき1枚提出してください。

※3 適格返還請求書(返還インボイス)は、振込月の翌月末までに本請求書に記入された住所へ送付します。

埠頭会社記入欄

2 t	円	m ³			
3 t	円	m ³			
4 t	円	m ³			
8 t	円	m ³			
10 t	円	m ³			
計	円	m ³			
消費税	円	確 認 印	書 類 内 容		
合 計	円		(計算) 月 日		

令和 年 月 日

横浜港埠頭株式会社 様

住 所

会社名

代表者(職・氏名)

印

搬入車証追加申込書

次の工事の建設発生土搬入に係る搬入車証の追加を申し込みます。

工 事 名	
発 注 者	
中 継 所	(大黒ふ頭 ・ 幸浦) 中継所
整 理 番 号	—
搬入車証枚数	枚

埠頭会社受付欄

発注局承認欄
工事監督 主管課・所長印

令和 年 月 日

横浜港埠頭株式会社 様

住 所

会社名

代表者(職・氏名)

印

建設発生土搬入整理券紛失・盗難等届

次の建設発生土搬入整理券について、紛失・盗難等がありましたのでお届けします。

1 工 事 名

2 施工場所

3 発 注 者

4 中 継 所

5 整理番号

						—		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

6 搬入整理券番号 (t :枚数)

7 紛失・盗難等年月日

8 紛失・盗難等理由

9 警察署受付番号 No. _____ [_____ 警察署 年 月 日遺失届出]

埠頭会社記入欄 -----

1 受理年月日 令和 年 月 日

2 停止処理 未 ・ 済 (令和 年 月 日予定)

令和 年 月 日

横浜港埠頭株式会社 様

(発注者)

住 所

局・機関名

工事監督主管課・所長

印

建設発生土搬入整理券還付請求承諾書

次の建設発生土搬入整理券について、紛失・盗難又は汚損等の理由により、元請会社が貴社あて「建設発生土搬入整理券還付請求書（様式3）」を提出することについて承諾いたします。

1 工 事 名

2 元請会社名

3 整 理 番 号

							—		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

4 搬入整理券番号（t：枚数）

5 還 付 理 由 （1）紛失・盗難

 （2）汚損等

6 添 付 資 料

「建設発生土搬入整理券紛失・盗難等届（様式5）」（写）

第 号
令和 年 月 日

横浜港埠頭株式会社 様

(発注者)

局・機関名

代表者(職・氏名)

建設発生土搬入事前協議書

次の工事の建設発生土について、 中継所に搬入したく協議します。

1 工 事 件 名

2 施 工 場 所

3 発 注 者

4 施 工 業 者

5 搬 入 土 量 約 m3 (ほぐし・今年度分) (総搬入土量 約 m3)

6 搬 入 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(総搬入期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

7 土 質

8 添 付 資 料 工事概要、工事図面(平面図・断面図)、土量計算書、
月別搬出計画表、検定試験実施位置図(試料採取箇所平面図・
搬出範囲図)原本(印あり)、検定結果一覧表、検定試験表(原本)、
採取現場写真、ボーリング柱状図、協議対象土砂の性状、
施工上の留意事項、中継所までの運搬経路、安全管理計画

9 発注者連絡先

所 属

氏 名

電 話 番 号

メ ー ル

振込金受取書(控)

依頼日	(和暦)	年	月	日
金額				円
先方銀行	横浜銀行 本店営業部			
受取人	横浜港埠頭株式会社			
整理番号				
ご依頼人				

手数料			円
上記の金額正に受取りました。 (取扱店)			
銀行		支店	
取扱銀行		(取扱店→依頼人)	

見本

③

取扱銀行へのお願い

太枠内を打電してください。

電信振込依頼書(取扱店保存)

依頼日	(和暦)	年	月	日	電信(普通)	取扱手数料	
先方銀行	横浜銀行 本店営業部				金額		円
受取人	預金種目	普通預金	口座番号	1135629	現金		円
	口座名	ヨコハマコウフトラウカブシキガイシャ			他手枚		円
	住所	横浜港埠頭株式会社			訳当手枚		円
ご依頼人(元請会社)	住所	横浜市中央区山下町2番地			金	10,000	円
	住所	-			種	5,000	円
	住所	-			内	1,000	円
ご依頼人(元請会社)	住所	-			内	500	円
	住所	-			訳	100	円
	住所	-			合計	50	円

取扱銀行
2
取扱印

切り取り線(銀行切り離し)

土砂料金納入通知書(控)

整理番号
事業名

工事名称
申込業者

発行日(和暦) 年 月 日

(和暦) 年 月 日 日までに下記金額を納入してください。

種別	単価(税込)	枚数	金額(税込)
陸上土砂 中継所名 局コード	2 t 3 t 4 t 10 t	円 円 円 円	枚 枚 枚 枚
しゅんせつ土砂・海上搬入土砂	円	m ³	円
合計(税込)		枚	円
		m ³	円
		%消費税額	円

(依頼人控)

横浜港埠頭株式会社

横浜港埠頭株式会社



臨海部埋立地への建設発生土受入に係る土砂検定試験実施要領

昭和 53 年 3 月 27 日制定実施

最近改正 令和 5 年 4 月 1 日

臨海部埋立地へ建設発生土を受入れるにあたり、次のとおり土砂検定試験実施要領を定めるものとする。

1 検定試験表提出基準

- (1) 1 工事で発生する総土量が 500 m³以上（ほぐし）の工事については、次の基準により「検定試験表」、「試料採取位置を記入した平面図・断面図」及び「試料採取の状況が確認できる写真」を提出すること。
 - ア 試料採取及び検定試験は、建設発生土搬入申込み、または事前協議前 3 か月以内に第三者機関が行うこと。
 - イ 「検定試験表」には、「試料採取位置を記入した平面図・断面図」に記入された場所で採取された試料であることがわかるよう採取場所や工事件名等を明記すること。
 - ウ 「試料採取位置を記入した平面図・断面図」には、各ページにアの試料採取者名、検定試験者名（環境計量士）、調査機関名及び採取年月日を明記し、それぞれ押印すること。
 - エ 「試料採取位置を記入した平面図・断面図」には、搬出しようとする土砂の範囲を明示し、面積表、又は面積算定できる寸法を記入すること。
- (2) 1 工事で発生する土砂が 500 m³未満（ほぐし）でも河川、工場用地、工場跡地及び研究施設等から発生する建設発生土については、(1) ア～エの基準により「検定試験表」等を提出すること。

2 提出方法

1 工事について、建設発生土搬入申込時、又は事前協議書提出時に「検定試験表」、「試料採取位置を記入した平面図」、及び「試料採取の状況が確認できる写真」を提出すること（詳細は建設発生土受入手続参照）。

3 試験項目及び受入基準

土砂検定に係る試験項目、受入基準及び検定方法は、別表の通りとし、化学性状に係る試料採取方法等については、次に示すとおりとする。

(1) 試験項目 1 から 3 7 について

- ア 採取箇所は、面積 2,500m²ごとに 1 箇所を原則とする。それを超える場合は、面積 2,500m²ごとに 1 箇所ずつ追加して採取すること。面積が 2,500m²に満たない場合は、1 箇所採取すること。
- イ 原則として地表面（土層最上面）より 50cm 前後の位置及び深度方向 5m 毎に採取すること。
- ウ トンネル工事等の場合は、断面内又はその付近から採取すること。
- エ 計量を行う事業者は、計量法第 107 条に定める計量証明の事業の登録を受けていること。

(2) 試験項目 38 及び 39 について

- ア 採取箇所は原則として100mメッシュ毎に1箇所とし、100mメッシュに満たない場合でも1箇所採取すること。
- イ 原則として地表面（土層最上面）より15cm以内の位置から採取すること。
- ウ 試料の採取は、R4.3環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」によること。ただし、河川しゅんせつにより発生する土砂については、R4.3環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」によること。
- エ 計量を行う事業者は、計量法施行規則第49条の2第2号に掲げる区分に係る事業について、同法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受けていること。

(3) 試験項目 1 から 39 に共通な事項

工事発生総土量が500m³以上の場合、事前に横浜市港湾局新本牧事業推進課に相談し、試料採取箇所を決定すること。

(4) 試験項目 29 について

銅の検液の作成方法については、環境庁告示第14号（昭和48年2月17日）「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」によること。

(5) 試験項目 37 について

油分の検定方法については、環廃産発第070814001号 環地保発第070814001号（平成19年8月14日）「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法の当面の扱いについて」で通知されている代替手法によることができる。

(6) 試験項目 1 から 5 及び 25 から 27 について

基準値超過が自然的原因等と考えられる場合は、別途、横浜市港湾局新本牧事業推進課と協議すること。

(7) 土砂検定後の管理について

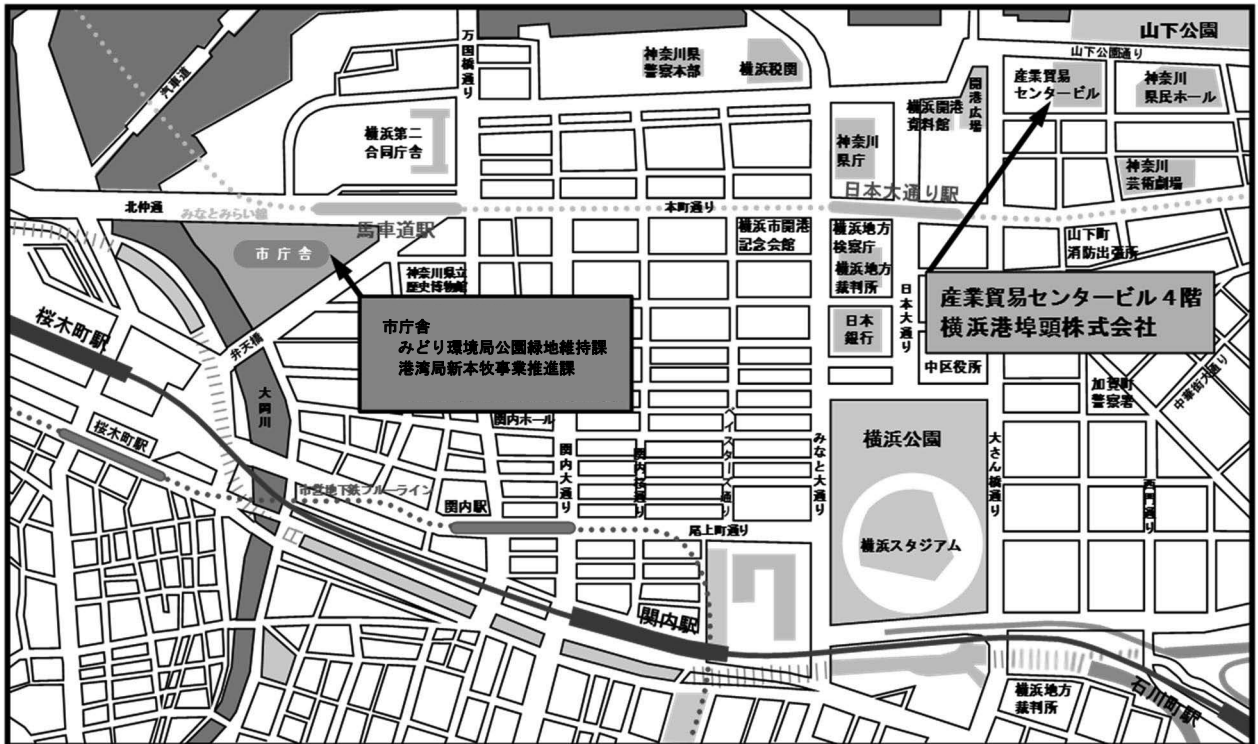
土砂検定後に不適切な管理が行われた土砂については事前協議後であっても受入できなくなることがあります。（他土砂の混入のおそれがある場所での仮置き等。）

試験項目及び受入基準とその検定方法

(別 表)

	試験項目	基準値	検定方法
1	総水銀	検液10につき 0.0005mg以下	H3. 8. 23環境庁告示第46号 「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法によること。
2	カドミウム	検液10につき 0.003mg以下	
3	鉛	検液10につき 0.01mg以下	
4	六価クロム	検液10につき 0.05mg以下	
5	砒素	検液10につき 0.01mg以下	
6	全シアン	検液中に検出されないこと	
7	アルキル水銀	検液中に検出されないこと	
8	有機燐	検液中に検出されないこと	
9	PCB	検液中に検出されないこと	
10	ジクロロメタン	検液10につき 0.02mg以下	
11	四塩化炭素	検液10につき 0.002mg以下	
12	クロロエチレン	検液10につき 0.002mg以下	
13	1, 2-ジクロロエタン	検液10につき 0.004mg以下	
14	1, 1-ジクロロエチレン	検液10につき 0.1mg以下	
15	1, 2-ジクロロエチレン	検液10につき 0.04mg以下	
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液10につき 1mg以下	
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液10につき 0.006mg以下	
18	トリクロロエチレン	検液10につき 0.01mg以下	
19	テトラクロロエチレン	検液10につき 0.01mg以下	
20	1, 3-ジクロロプロペン	検液10につき 0.002mg以下	
21	チウラム	検液10につき 0.006mg以下	
22	シマジン	検液10につき 0.003mg以下	
23	チオベンカルブ	検液10につき 0.02mg以下	
24	ベンゼン	検液10につき 0.01mg以下	
25	セレン	検液10につき 0.01mg以下	
26	ふっ素	検液10につき 0.8mg以下	
27	ほう素	検液10につき 1mg以下	
28	1, 4-ジオキサン	検液10につき 0.05mg以下	
29	銅	検液10につき 1.0mg以下	H15.7.22厚生労働省令第261号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によること。
30	亜鉛又はその化合物	検液10につき 亜鉛 2mg以下	S48.2.17環境庁告示第14号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」によること。
31	ベリリウム又はその化合物	検液10につき ベリリウム 2.5mg以下	
32	クロム又はその化合物	検液10につき クロム 2mg以下	
33	ニッケル又はその化合物	検液10につき ニッケル 1.2mg以下	
34	バナジウム又はその化合物	検液10につき バナジウム 1.5mg以下	
35	有機塩素化合物	試料1kgにつき 塩素 40mg以下	H24.8.8環水大発第120725002号「底質調査方法について」によること。
36	水銀、PCBについての含有濃度	水銀 25ppm未満 PCB 10ppm未満	
37	油分	検液10につき 15mg以下 (代替手法の場合5mg以下) 投入処分時に視認できる油膜が生じないこと	S51.2.27環境庁告示第3号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」によること。
38	ダイオキシン類	検液10につき 10pg (TEQ換算値) 以下	H15.6.13環境省告示第68号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」の一部を改正する省令に定める方法によること。
39	ダイオキシン類の含有濃度	試料1gにつき 150pg (TEQ換算値) 以下	R4.3環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」によること。

案内図



申込み・問い合わせ先

横浜港埠頭株式会社建設発生土受入事業課

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階

TEL 045-671-0500

FAX 045-671-0521

＜窓口受付時間＞

8 : 4 5 ~ 1 2 : 0 0

$$13 : 00 \sim 17 : 00$$

＜窓口休業日＞

土曜日 日曜日 祝日 振替休日

年末年始（12月29日～1月3日）

※この「受入手続」のほか、建設発生土受入れに関する情報は当社ホームページでご覧いただけます。(http://www.yokohamaport.co.jp)